

令和 7 年

御 殿 場 市 議 会 9 月 定 例 会 議 案 書

御 殿 場 市

目 次

議案番号	件 名	頁
認定第 1 号	令和 6 年度御殿場市一般会計歳入歳出決算認定について	1
認定第 2 号	令和 6 年度御殿場市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	2
認定第 3 号	令和 6 年度御殿場市救急医療センター特別会計歳入歳出決算認定について	3
認定第 4 号	令和 6 年度御殿場市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	4
認定第 5 号	令和 6 年度御殿場市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	5
認定第 6 号	令和 6 年度御殿場市上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	6
認定第 7 号	令和 6 年度御殿場市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	7
認定第 8 号	令和 6 年度御殿場市簡易水道事業会計決算認定について	8
認定第 9 号	令和 6 年度御殿場市公共下水道事業会計決算認定について	9
認定第 10 号	令和 6 年度御殿場市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について	10
認定第 11 号	令和 6 年度御殿場市公設浄化槽事業会計決算認定について	11
議案第 48 号	令和 7 年度御殿場市一般会計補正予算（第 4 号）について	資料 13
議案第 49 号	令和 7 年度御殿場市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	資料 13

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 5 0 号	令和 7 年度御殿場市救急医療センター特別会計補正 予算（第 1 号）について	資料 1 3
議案第 5 1 号	御殿場市議会議員及び御殿場市長の選挙における選挙 運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部 を改正する条例制定について	1 2
議案第 5 2 号	御殿場市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正 する条例制定について	1 3
議案第 5 3 号	御殿場市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例制定について	1 6
議案第 5 4 号	御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 設置条例等の一部を改正する条例制定について	1 8
議案第 5 5 号	御殿場市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する 条例の一部を改正する条例制定について	1 9
議案第 5 6 号	（仮称）原里市民の森整備工事請負契約の締結に ついて	2 0
議案第 5 7 号	新御殿場市立図書館等屋内備品の取得について	2 1
同意第 4 号	御殿場市教育委員会委員の任命について	2 2

認定第 1 号

令和 6 年度御殿場市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度御殿場市一般会計歳入歳出決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 7 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第2号

令和6年度御殿場市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度御殿場市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年9月3日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第 3 号

令和 6 年度御殿場市救急医療センター特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度御殿場市救急医療センター特別会計歳入歳出決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 7 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第4号

令和6年度御殿場市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度御殿場市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年9月3日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第5号

令和6年度御殿場市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度御殿場市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年9月3日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第 6 号

令和 6 年度御殿場市上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 6 年度御殿場市上水道事業会計剰余金の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、同会計決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 7 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第 7 号

令和 6 年度御殿場市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 6 年度御殿場市工業用水道事業会計剰余金の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、同会計決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 7 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第 8 号

令和 6 年度御殿場市簡易水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度御殿場市簡易水道事業会計決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 7 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第9号

令和6年度御殿場市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度御殿場市公共下水道事業会計決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年9月3日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第 10 号

令和 6 年度御殿場市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 6 年度御殿場市農業集落排水事業会計剰余金の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、同会計決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 7 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

認定第 11 号

令和 6 年度御殿場市公設浄化槽事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度御殿場市公設浄化槽事業会計決算を、別冊の監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 7 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

議案第 5 1 号

御殿場市議会議員及び御殿場市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市議会議員及び御殿場市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市議会議員及び御殿場市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

御殿場市議会議員及び御殿場市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例（平成 7 年御殿場市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条及び第 1 0 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 1 3 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 52 号

御殿場市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

御殿場市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(御殿場市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 御殿場市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年御殿場市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第 20 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業（育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりににおいて」を「育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

(第 2 号部分休業の承認)

第 20 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

- (1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(御殿場市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 御殿場市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年御殿場市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「一部（2時間を超えない範囲内）」を「全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき市長が指定する時間を超えない範囲内）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行

する。

(経過措置)

- 2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の御殿場市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 53 号

御殿場市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

御殿場市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年御殿場市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「規則で定める者」の次に「（第 17 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 17 条の次に次の 3 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 17 条の 2 任命権者は、御殿場市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年御殿場市条例第 4 号）第 23 条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3）御殿場市職員の育児休業等に関する条例第 23 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第１７条の３ 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が４０歳に達した日の属する年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第１項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第１７条の４ 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和７年１０月１日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の御殿場市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第１７条の２第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 5 4 号

御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置条例等の一部を
改正する条例制定について

御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置条例等の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置条例等の一部を改正す
る条例

(御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置条例の一部改正)

第 1 条 御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置条例（平成 2 1 年御
殿場市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中「御殿場市老人クラブ連合会」を「御殿場市シニアクラブ連合会」に改め、
「御殿場市在宅介護家族の会」を削る。

(御殿場市認知症総合支援事業推進協議会設置条例の一部改正)

第 2 条 御殿場市認知症総合支援事業推進協議会設置条例（平成 2 8 年御殿場市条例第 2
号）の一部を次のように改正する。

別表中「御殿場市老人クラブ連合会」を「御殿場市シニアクラブ連合会」に、「御殿
場市在宅介護家族の会 御殿場市社会福祉協議会」を「御殿場市社会福祉協議会」に
改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 55 号

御殿場市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する
条例制定について

御殿場市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

御殿場市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 8 年御殿場市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「他の法令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）その他の法令」に改め、同条第 5 号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 静岡県盛土等の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年静岡県条例第 23 号）附則第 3 項から第 9 項までに規定する経過措置の対象となる事業については、なお従前の例による。

議案第 56 号

(仮称) 原里市民の森整備工事請負契約の締結について

(仮称) 原里市民の森整備工事請負契約について、次のとおり締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年御殿場市条例第 5 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | (仮称) 原里市民の森整備工事 |
| 2 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 192,500,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 御殿場市新橋 385 番地
岳南建設株式会社
代表取締役 勝又 恵一郎 |

議案第 57 号

新御殿場市立図書館等屋内備品の取得について

新御殿場市立図書館等屋内備品について、次のとおり取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年御殿場市条例第 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 新御殿場市立図書館等屋内備品 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 93,170,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 御殿場市萩原 517 番地
株式会社長島文宝堂
代表取締役 長島 和彦 |

同意第 4 号

御殿場市教育委員会委員の任命について

次の者を御殿場市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 3 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

氏 名 勝又 俊行

住 所 【略】

生年月日 【略】

